

○ 国有財産を交換する場合の事務の取扱いについて

〔昭和42年3月10日
蔵国有第460号〕

改正 昭和 43年 12月27日蔵理第3150号
同 45年 3月19日 同第 711号
同 46年 3月31日 同第1079号
同 46年 6月10日 同第2612号
同 52年 3月22日 同第 966号
同 62年 2月 2日 同第 315号
平成 13年 3月30日財理第1318号
同 19年 1月22日 同第244-2号
同 22年 7月 2日 同第2844号
同 30年 3月30日 同第1150号
同 30年 12月26日 同第4269号
令和 元年 9月20日 同第3212号
同 2年 2月 6日 同第 415号
同 3年 6月11日 同第1955号
同 6年 10月 3日 同第3028号

大蔵省国有財産局長から各財務局長宛

標記のことについて、別紙のとおり各省各庁官房会計課長あて通達したから通知する。
なお、交換事務の取扱い手続きについては、下記によるものとする。

記

第1 交換計画の審査等

財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）において、各省各庁の部局等の長から提出された交換計画書に基づき交換計画を審査する場合及び評価依頼を受けた場合の処理については、この通達の定めるところによるものとする。

第2 交換計画の審査

1 審査

各省各庁の部局等の長から交換計画書の提出があったときは、当該計画書に記載された交換計画について、交換の必要性、交換によらなければならない理由、交換の相手方、渡財産に係る相手方の利用計画、用途指定等の処理、受財産の規模等の適否について審査するものとする。

2 審査調書の提出

交換計画書に基づく交換計画を審査した場合において、当該計画書が昭和42年3月10日付蔵国有第459号「国有財産を交換する場合の取扱いについて」通達の記の第5又は第7の規定による処理をしようとするものであるときには、財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。）は、別紙様式による交換計画審査調書を作成の上、意見を付して速やかに理財局長に申請し、その指示により処理するものとする。

なお、別紙様式の作成に当たっては、電子ファイルにより作成を行うことができるものとする。また、別紙様式の申請に当たっては、電子メール等の方法により行うことができるものとし、当該方法により申請を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

第3 評価依頼の処理

交換をするため、交換財産の評価依頼があった場合には、上記第2-1による審査の結果当該交換を適当と認めた場合（上記第2-2による審査調書を提出したものについては、理財局長から適当と認める旨の通知を受けた場合）にのみ当該評価依頼に応ずるものとする。

様式

交換計画審査調書

令和年月日
〇〇財務局

省庁名		部局等名		会計名		
相手方の住所氏名						
受財産 の内容	用途	所在地	区分	地目及び種目	数量	概算見込価格
					m ²	円
渡財産 の内容	口座名	所在地	区分	種目	数量	(台帳価格) 概算見込価格
					m ²	円
審査内容						
渡財産の現況及び交換の必要性についての適否						
相手方及び渡財産に係る相手方の利用計画の内容及びその適否						
用途指定等の処理計画の内容及びその適否						
受財産 の適否	立地条件					
	規模	$\left(\frac{\text{受財産である宿舎の入居見込世帯数}}{\text{渡財産である宿舎の入居世帯数}} = \% \right)$				
その他						

国有財産を交換する場合の事務の取扱いについて

昭和42年3月10日
蔵国有第460号

改正 平成 30年12月26日 同 第4269号
令和 元年9月20日 同 第3212号
同 2年2月6日 同 第415号
同 3年6月11日 同 第1955号
同 6年10月3日 同 第3028号

大蔵省国有財産局長から各省各庁官房会計課長宛

国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）第27条又は国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第9条第1項及び第3項の規定に基づき、当省所管の普通財産に係る交換を行う場合の取扱いについて、昭和42年3月10日付蔵国有第459号「国有財産を交換する場合の取扱いについて」通達（以下「交換通達」という。）を定めたので、貴省庁においてその所管の国有財産に係る交換を行う場合においては、交換通達にのっとり、下記により処理することとされたい。

記

第1 交換計画

- 1 国有財産の交換をしようとする場合においては、法第14条第1号の規定に基づく協議（以下「取得の協議」という。）を行うに先立ち、あらかじめ交換に関する計画を定め、当該計画の内容を記載した別紙様式による交換計画書に必要な図面を添付して財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。

（注） 昭和49年6月13日付蔵理第2394号「庁舎等及び省庁別宿舍の取得等予定の調整について」通達に基づき、取得等予定調書を理財局長に提出する場合には、交換計画書に必要な図面を添付して財務局長に提出すること。

- 2 道路法（昭和27年法律第180号）の適用のない道路又は河川法（昭和39年法律第167号）の適用若しくは準用のない河川（以下「里道、水路」という。）の改修工事に伴い里道、水路の敷地を取得するため、当該改修工事により用途廃止された里道、水路の敷地を渡財産とする交換で、当該交換における渡財産を交換契約の相手方に売り払うものとした場合に国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第16条の7第2号又は第5号の規定に基づき、その売払いについて用途指定を要しないものに該当する場合には、財務局長が特に必要と認める事案を除き、提出を要しないものとする。

第2 交換計画等の変更

- 1 交換計画書を提出した後において、交換の相手方を変更しようとするとき若しくは渡財産の用途が変更される時又は交換財産（土地）を変更（数量又は価額の変更を除く。）しようとするときは、改めて交換計画書を提出するものとする。
- 2 取得の協議が調った後において、交換財産の数量又は価額について2割以上の変動が生ずることとなったときは、改めて取得の協議を行うものとする。
- 3 取得の協議が調った後において、交換の相手方を変更しようとするとき若しくは渡

財産の用途が変更される時又は交換財産（土地）を変更しようとするときは、新たに交換計画書を提出するとともに、取得の協議を行うものとする。

第3 宿舎関係の手続

交換財産に国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）

第2条第3号に規定する宿舎（以下「宿舎」という。）が含まれている場合は、取得の協議及び宿舎法第8条の2第3項の規定に基づく設置計画の変更要求をあわせて行うものとする。

第4 交換財産の評価

1 部局等の長が取得の協議に先立って、渡財産及び受財産（以下あわせて「交換財産」という。）の評価を財務局長に依頼する場合には、評価依頼書に交換計画書及び必要な図面を添付するものとする。

なお、上記第1による交換計画書の提出の際の内容に変更がない場合には、その旨を評価依頼書に付記することにより、交換計画書及び必要な図面の添付を省略することができる。

2 土地の価額は、契約日を基準時点とした評価額による。この場合において、契約日前の時点において評価したときは、価格時点から契約日までの期間が長期にわたらないよう特に留意するものとし、この期間が6か月を超える場合は改めて評価を行うものとする。

3 受財産の建物等の価額は、契約日を基準時点とした予定価格による。

4 渡財産の建物等の価額は、契約日を基準時点とした評価額に消費税相当額を加えた額による。この場合において、契約日前の時点において評価しても1年以上経過していない限り、改めて評価を行う必要はないものとする。

第5 貴省庁において交換契約を締結した事案の処理に当たっては、交換通達記の第4-1-(4)-ホー(イ)、ヘー(イ)-G及び2-(3)-イの(注)中「理財局長」を貴省庁の「大臣官房会計課長等（国有財産に関する事務の総括部局長をいう。）」に読み替えるものとする。

第6 書面等の作成・提出等の方法

1 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

2 電子メール等による提出等

(1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

(2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

様式

交 換 計 画 書

(所轄財務局名)

省庁名					部局等名				受財産予定 所属会計名		
		相手方の住所氏名・職業									
交換予定財産の内容及び利用計画等	受 容	内 容	用途	所在地	区分	地目及び種目	数量	概算見 込価格	受財産を交換相手方が取得 した年月日及びその取得先		
							m ²	円			
	財 産	現 況									
		具 体 計 画的 画 利 等									
	渡 容	内 容	用途	所在地	区分	種目	数量	(台帳価格) 概算見込価格			
							m ²	円			
産	相 手 利 用 計 具 画 体								交換できる場 合の該当条項		
見込交換差金 及び執るべき 措置											
交換によらな ければなら ない理由		① 受財産を予算により購入取得することとしない理由 ② 予算上の実績又は予算要求の状況									
そ の 他 参 考 事 項		① 用途指定を付する場合の指定用途の予定内容 ② 交換についての相手方との折衝の進捗状況 ③ 協議書提出見込時期 ④ 農地等の転用を要するものについての転用申請見込時期 ⑤ その他参考事項									

(注) 1 「交換できる場合の該当条項」欄には、交換通達の記一第1に定める交換契約を締結することができる場合の該当条項を記入すること。

(記入例「予決令第99条第9号」、「別紙第1-1」、「別紙第2-3」、「3割増し」、「特別事情」等)

2 概算見込価格については、交換そのものの成否に関わることとなるので、適正を期すること。